

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

● 給付金の対象となる方

公的年金等※を受給しており、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方
※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

● 具体的な基準

令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格があること
※児童扶養手当法に定める「養育者」を含みます。
平成31年・令和1年中の収入額が支給制限限度額未満であること

● 児童扶養手当所得制限限度額に相当する収入額

扶養親族等の人数	支給対象者本人	孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

● 給付金額

対象児童1人につき一律5万円

※対象となる児童

18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童、又は申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者

● 受付期間

令和3年5月26日（水）～令和4年2月28日（月）必着

● 支給日

令和3年6月末以降順次

※申請内容の審査後、支給決定通知書にてお知らせいたします。

● 申請方法

申請書等・必要書類を『郵送』で提出してください。

※申請書等は、ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

西宮市役所ひとり親世帯特別給付金担当 TEL0798・23・0185

ホームページ：<https://www.nishi.or.jp/>

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

